

港区医療的ケア児・者支援事業所における新任職員育成指導費補助事業 Q&A

	質問	回答
1	「新任職員」とは新卒のみか	新卒と限定はしていません。 申請事業者で新規に雇用してから6か月以内に実施する指導費を対象とします。
2	リハビリ職員は対象となるか	医療的ケアを行う職員への指導が対象となるため、リハビリのみの実施は対象となりません。
3	「医療的ケア」の範囲とは	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第六十三条第一項及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第五条第二項の規定に基づき、こども家庭庁長官が定める医療行為の範囲です。 具体的な内容はこちらを確認ください。 ⇒ https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab8087&dataType=0&pageNo=1
4	実施時間数の端数処理の考え方	以下のとおり端数処理をしてください。 30分未満→0.5時間 30分以上→1時間 (例) 実施時間：1時間15分→1.5時間 実施時間：1時間30分→2時間